

総合整備計画書

北海道 北海道雨竜郡幌加内町 朱鞠内辺地
(辺地の人口 69人、面積 6.6km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町村又は字の名称
雨竜郡幌加内町字朱鞠内
- (2) 地域の中心の位置
雨竜郡幌加内町字朱鞠内6404-5
- (3) 辺地度点数
194点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- ・ 教職員住宅 ～ 朱鞠内小学校では令和3年度より山村留学の募集を開始しており、留学生の受入れに当たっては学校の体制を万全にする必要があるため、管理者たる学校長住宅を学校隣接地に配備することが求められる。
既存の校長住宅は、築後40年が経過し、老朽化によるもののほか、極寒豪雪という環境も影響し施設の傷みが著しく、(土砂災害警戒区域に指定されていることもあることから他の安全なエリアに)建替えが必要な状況にある。
- ・ 公立の小中学校 ～ 体育館は児童の健全な発達のために不可欠な施設であるが、老朽化が進んでいる。当該地域は自然環境が厳しく、冬の暴風雪や近年の気象状況の変化を受けた暴風雨の影響も受けやすく計画的に改修を行うことで長寿命化を図る必要がある。
- ・ 観光レクリエーションに関する施設 ～ 朱鞠内町民プールは、朱鞠内小学校児童生徒及び朱鞠内地区の町民に利用されている施設である。
本町は平成30年に北海道の最深積雪記録を更新し、324cmを記録するほどの道内有数の豪雪地帯である。
近年では過疎化が進み作業員の高齢化が顕著となっており、町内における除雪作業員も減少している。そのため、除雪作業経験の浅い町外や外国人労働者が増加しており、屋根等の雪下ろし作業時の事故が発生していることから、転落防止器具(アンカー等)を設置し、除雪作業の安全対策を図る必要がある。
- ・ 公民館その他の集会施設 ～ 朱鞠内コミュニティセンターは、朱鞠内地区の町民が集まる集会施設である。
本町は平成30年に北海道の最深積雪記録を更新し、324cmを記録するほどの道内有数の豪雪地帯である。
近年では過疎化が進み作業員の高齢化が顕著となっており、町内における除雪作業員も減少している。そのため、除雪作業経験の浅い町外や外国人労働者が増加しており、屋根等の雪下ろし作業時の事故が発生していることから、転落防止器具(アンカー等)を設置し、除雪作業の安全対策を図る必要がある。
- ・ 診療施設 ～ 朱鞠内診療所は、朱鞠内地区の診療施設であり、主な利用者は朱鞠内在住者である。
本町は平成30年に北海道の最深積雪記録を更新し、324cmを記録するほどの道内有数の豪雪地帯である。
近年では過疎化が進み作業員の高齢化が顕著となっており、町内における除雪作業員も減少している。そのため、除雪作業経験の浅い町外や外国人労働者が増加しており、屋根等の雪下ろし作業時の事故が発生していることから、転落防止器具(アンカー等)を設置し、除雪作業の安全対策を図る必要がある。
- ・ 児童・生徒の通学を容易にする自動車 ～ スクールバス車庫は、北部に在住している学生を送迎するための車両を保管する施設である。
本町は平成30年に北海道の最深積雪記録を更新し、324cmを記録するほどの道内有数の豪雪地帯である。
近年では過疎化が進み作業員の高齢化が顕著となっており、町内における除雪作業員も減少している。そのため、除雪作業経験の浅い町外や外国人労働者が増加しており、屋根等の雪下ろし作業時の事故が発生していることから、転落防止器具(アンカー等)を設置し、除雪作業の安全対策を図る必要がある。

3. 公共的施設の整備計画

令和5年度から 令和9年度までの 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
教職員住宅 (朱鞠内小学校校長住宅)	幌加内町	47,300		47,300	44,900
公立の小中学校 (朱鞠内小学校体育館)	幌加内町	13,650		13,650	12,900
観光レクリエーション に関する施設 (豪雪地帯事故対策事業)	幌加内町	(133) 0	(67) 0	(66) 0	(60) 0
公民館その他の集会施設 (豪雪地帯事故対策事業)	幌加内町	(403) 0	(202) 0	(201) 0	(200) 0
診療施設 (豪雪地帯事故対策事業)	幌加内町	(289) 0	(144) 0	(145) 0	(140) 0
児童・生徒の通学を 容易にする自動車 (豪雪地帯事故対策事業)	幌加内町	(663) 0	(331) 0	(332) 0	(300) 0
合計		(62,438) 60,950	(744) 0	(61,694) 60,950	(58,500) 57,800

記載上の注意

- この計画書は、辺地別に記載すること。
- 「2. 公共的施設の整備を必要とする事情」には、辺地の地勢及び住民の日常生活の現状を明記し、施設の整備を図ることが特に必要である事情を記載すること。
- 「3. 公共的施設の整備計画」には、計画年度内に整備しようとする公共的施設等について、施設別、事業主体別に記載すること。
なお、事業主体が当該市町村以外の場合は、「特定財源」欄に当該市町村が負担する経費以外の額を、「一般財源」欄には当該市町村が負担する経費を記載すること。
- 施設名の()には、事業名を簡潔に明記すること。
なお、事業件数が多く、欄が不足する場合には、上記施設欄の()には、(〇〇線整備ほか〇事業)と記載し、別記様式に全ての事業を記入し、添付すること。